3.2.8　環境の保全を目的とした法令等による指定地域及び規制等の状況

3.2.8.1　公害関係法令に基づく指定状況

（1）環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条の規定に基づき、大気汚染、騒音、水質汚濁、土壌汚染について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が設定されている。以降に各環境基準の詳細を示す。

1）大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質（PM2.5）について全国一律に定められている（表 3-35）。

表 3-35　大気汚染に係る環境基準

項　　目	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/㎥以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/㎥以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	オゾンとして、8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/㎥以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/㎥以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/㎥以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/㎥以下であること。
微小粒子状物質（PM2.5）	1 年平均値が 15μg/㎥以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/㎥以下であること。

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。
5. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

（二酸化硫黄：昭和 48 年 5 月 16 日 環境庁告示第 35 号）
（一酸化炭素、浮遊粒子状物質：昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）
（光化学オキシダント：昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号、最終改正令和 8 年 1 月 30 日 環境省告示第 8 号）
（二酸化窒素：昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）
（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン：平成 30 年 11 月 19 日環境省告示第 100 号）
（微小粒子状物質：平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号）

2）騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）は、道路に面する地域とそれ以外の地域についてそれぞれ定められている(表 3-36)。調査地域の類型指定状況は図 3-48 に示すとおりであり、事業実施想定区域は工業専用地域のため類型指定がされてない。

表 3-36　騒音に係る環境基準

a．道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基　準　値	
	昼　間	夜　間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A・B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

地域の類型…AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A：専ら住居の用に供される地域
B：主として住居の用に供される地域
C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
除外する地域…工業専用地域、臨港地区、飛行場
時間の区分…昼間：午前 6 時から午後 10 時まで
夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

b．道路に面する地域

地域の区分	基　準　値	
	昼　間	夜　間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基　準　値	
昼　間	夜　間
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあたっては 45dB 以下、夜間にあたっては 40dB 以下）によることができる。	

備考）「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　15m
・2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路　20m
（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、平成 24 年 3 月 30 日最終改正）

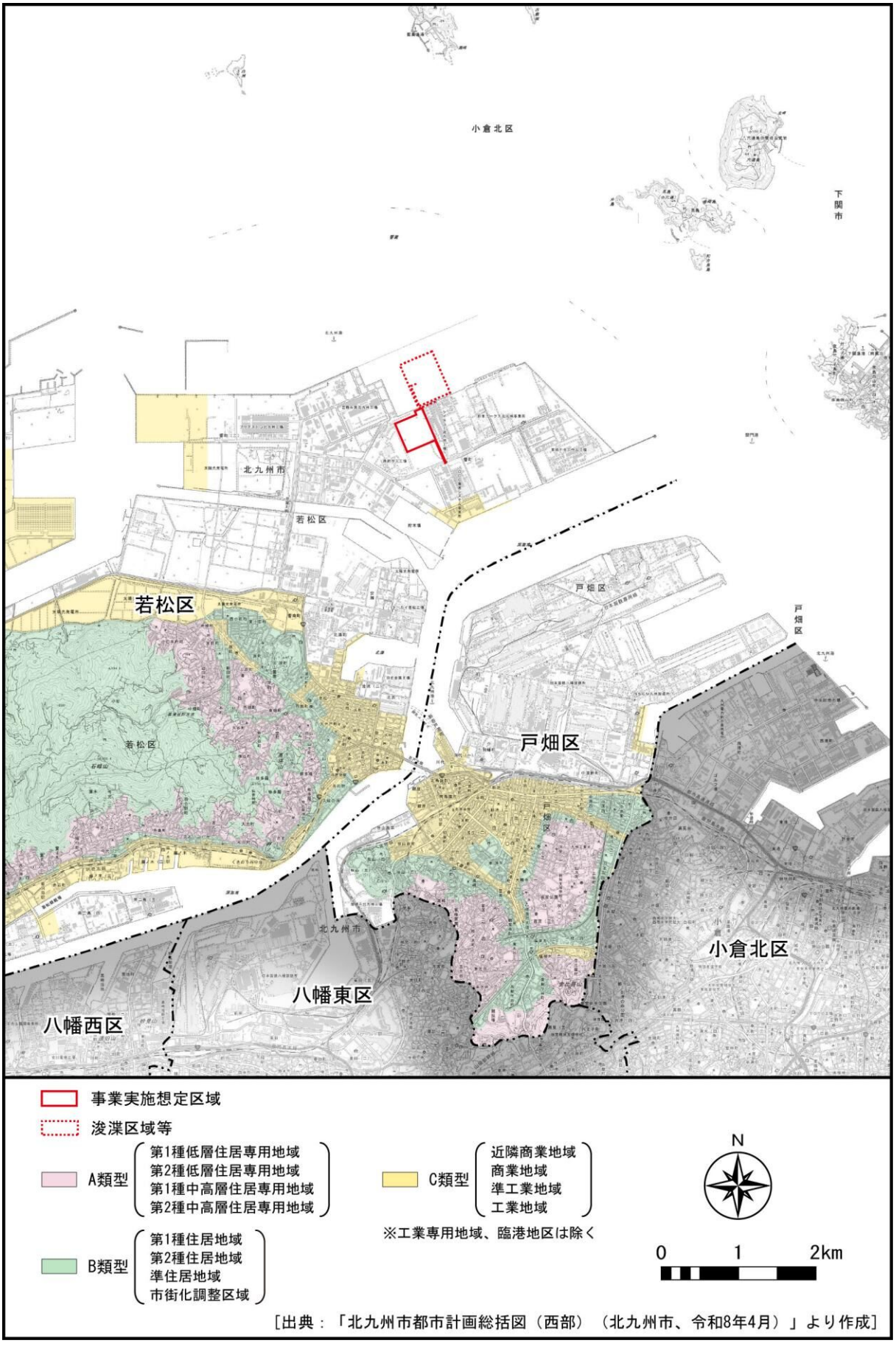


図 3-48　騒音に係る環境基準の類型指定状況

3）水質汚濁に係る環境基準

「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）は、全ての公共用水域について「人の健康の保護に関する環境基準」（表 3-37）が、類型指定を受けた公共用水域について「生活環境の保全に関する環境基準」（表 3-38）がそれぞれ定められている。

調査対象地域における類型指定の状況を図 3-49 に示す。海域における COD 等の生活環境項目及び全窒素・全燐については、洞海湾の湾口が B・Ⅳ類型、湾奥が C・Ⅳ類型に、響灘が A・Ⅱ類型に指定されている。河川については、調査対象地域で類型指定されている河川はない。

表 3-37　人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003　mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01　mg/L 以下
六価クロム	0.02　mg/L 以下
砒素	0.01　mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02　mg/L 以下
四塩化炭素	0.002　mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004　mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1　mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04　mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1　mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006　mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01　mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01　mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002　mg/L 以下
チウラム	0.006　mg/L 以下
シマジン	0.003　mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02　mg/L 以下
ベンゼン	0.01　mg/L 以下
セレン	0.01　mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　mg/L 以下
ふっ素	0.8　mg/L 以下
ほう素	1　mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05　mg/L 以下

備考）1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 の 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 7 年環境省告示第 35 号）

表 3-38　生活環境の保全に関する環境基準：海域

項目／類型	利用目的の適用性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU/100mL以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5 mg/L以上	－	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2 mg/L以上	－	－

備考）1. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300 CFU/100mL以下とする。
2. 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注）1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水　産　1　級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水　産　2　級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環　境　保　全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

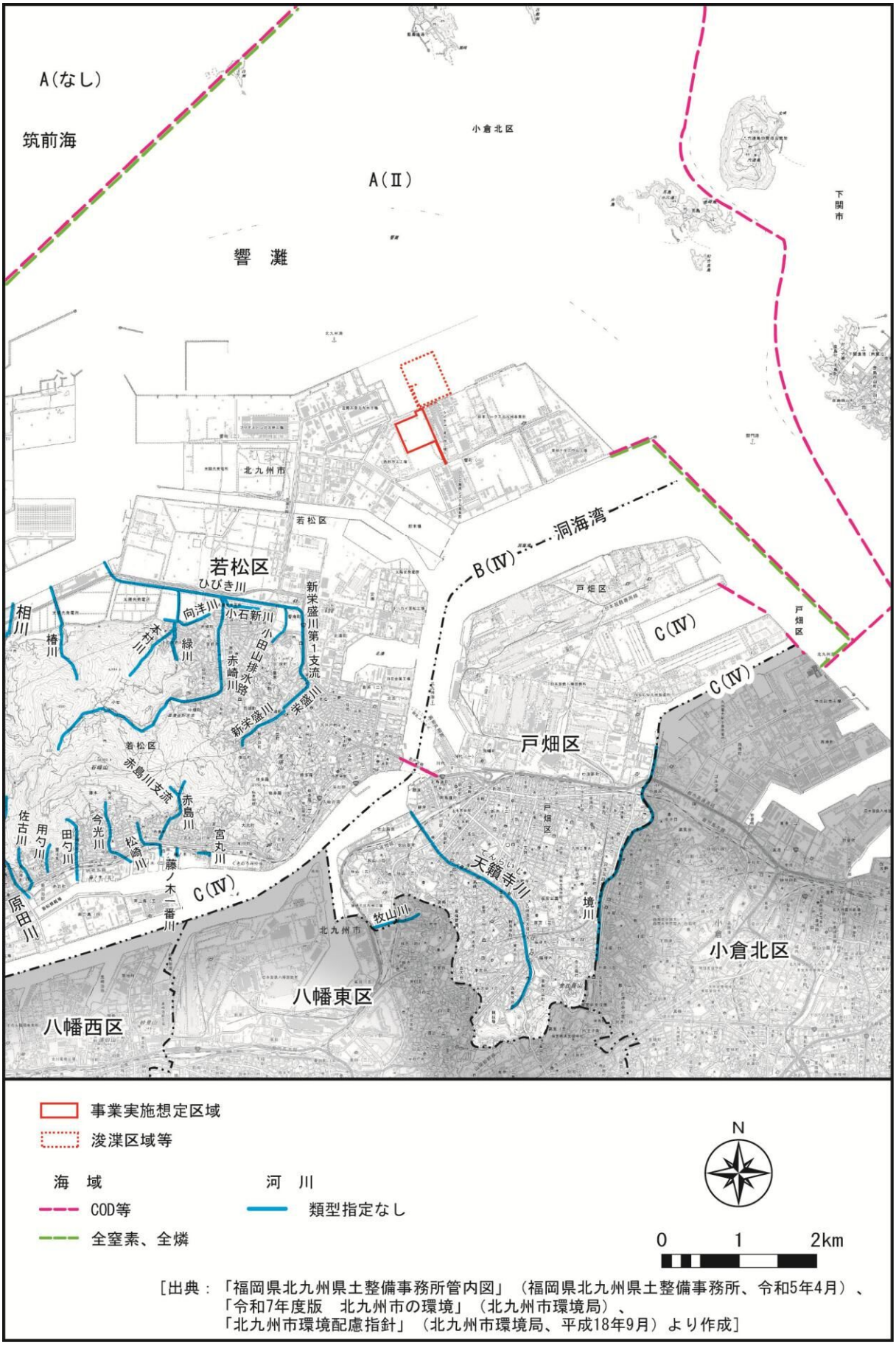
項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

備考）1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域に行うものとする。

注）1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水　産　1　種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水　産　2　種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水　産　3　種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.01 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、最終改正：令和7年環境省告示第35号）



［出典：「福岡県北九州県土整備事務所管内図」（福岡県北九州県土整備事務所、令和5年4月）、
「令和7年度版　北九州市の環境」（北九州市環境局）、
「北九州市環境配慮指針」（北九州市環境局、平成18年9月）より作成］

図 3-49　水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況

4）地下水の水質汚濁に係る環境基準

「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）は、有害物質 28 項目について全国一律に定められている（表 3-39）。

表 3-39　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003　mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01　mg/L 以下
六価クロム	0.02　mg/L 以下
砒素	0.01　mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02　mg/L 以下
四塩化炭素	0.002　mg/L 以下
クロロエチレン	0.002　mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004　mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1　mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04　mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1　mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006　mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01　mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01　mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002　mg/L 以下
チウラム	0.006　mg/L 以下
シマジン	0.003　mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02　mg/L 以下
ベンゼン	0.01　mg/L 以下
セレン	0.01　mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10　mg/L 以下
ふっ素	0.8　mg/L 以下
ほう素	1　mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05　mg/L 以下

備考）1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 の 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 7 年環境省告示第 41 号）

5）土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）は、有害物質29項目について全国一律に定められている（表3-40）。

表3-40　土壌の汚染に係る環境基準

項　　目	環　境　基　準
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考）1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正：令和7年環境省告示第37号）

（2）ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準は、全国一律に定められている（表 3-41）。

表 3-41　ダイオキシン類に係る環境基準

媒　体	基　準　値	測　定　方　法
大　気	0.6 pg-TEQ/m³以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水　質	1 pg-TEQ/L 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底　質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土　壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を２種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考）1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に２を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ／g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ／g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年環境省告示第 89 号）

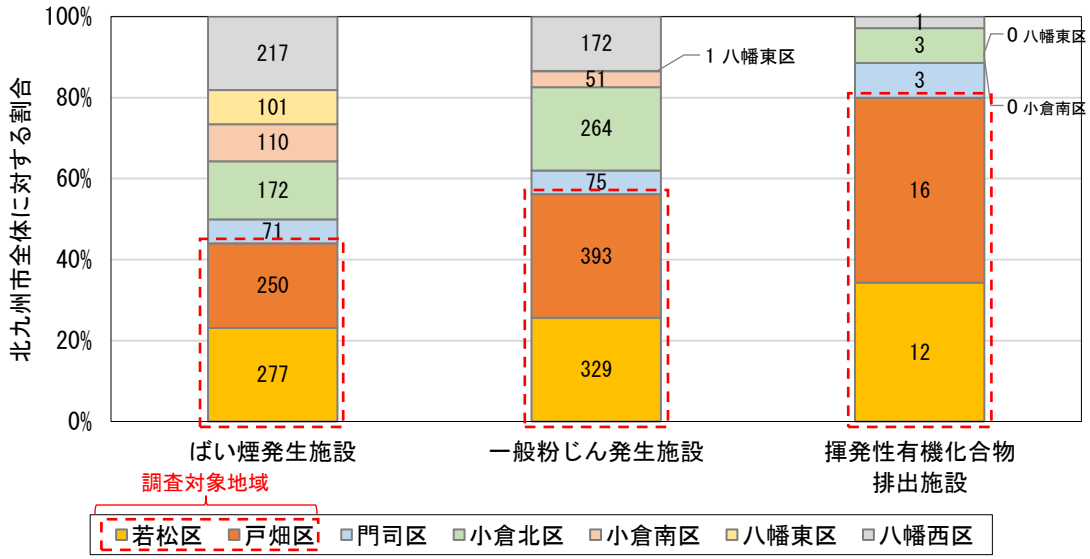
（3）公害防止に係る規制基準

1）大気汚染に係る規制基準

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）では、工場又は事業場に設置されるばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、粉じん発生施設等に対して、排出基準が定められている。大気汚染防止法に基づく排出基準を表 3-42 に示す。なお、本プロジェクトに係る施設が、ばい煙発生施設に該当するか、北九州市と協議中である。

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設の施設数を図 3-50 に示す。ばい煙発生施設数の約 44%、一般粉じん施設の約 56%、揮発性有機化合物排出施設の約 80%が調査対象地域である若松区と戸畑区に分布している。

北九州市における硫黄酸化物総量規制特定工場は、令和 7 年 3 月 31 日現在で合計 61 工場あり、そのうち、戸畑区と若松区には 29 工場と市全体の約半数を占めている。北九州市は、大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物の総量規制を補完するため、市内主要工場との間で硫黄酸化物に係る公害防止協定を締結している。



備考）グラフ中の値は、令和 7 年 3 月 31 日現在の施設数を示す。
［出典：「令和 7 年度版　北九州市の環境」（北九州市環境局）より作成］

図 3-50　大気汚染防止法該当のばい煙発生施設等の施設数

表 3-42　大気汚染防止法に基づく排出基準

規制物質			規制方式	規制値
ばい煙	硫黄酸化物		量規制 （地域ごとの K 値規制）	$q=K\times10^{-3}\times He^2$ ここで、北九州市：K＝1.75 （昭和 49 年 4 月 1 日以後設置された施設） He：有効煙突高（m）
	ばいじん		濃度規制 （施設・規模ごと）	一般排出基準：0.04～0.5g/N ㎥ 特別排出基準：0.03～0.2g/N ㎥
	有害物質	カドミウム、 カドミウム化合物	濃度規制(施設ごと)	1.0mg/N ㎥
		塩素、塩化水素	濃度規制(施設ごと)	塩素：30mg/N ㎥ 塩化水素：80～700mg/N ㎥
		フッ素、フッ化水素等	濃度規制(施設ごと)	1.0～20mg/N ㎥
		鉛、鉛化合物	濃度規制(施設ごと)	10～30mg/N ㎥
		窒素酸化物	濃度規制 （施設・規模ごと）	60～950ppm
揮発性有機化合物			濃度規制(施設ごと)	400～60,000ppmC
粉じん	一般粉じん		施設の構造、使用、 管理基準による規制	－
	特定粉じん（石綿）		濃度規制	10 本/L
特定物質（アンモニア、一酸化炭素、メタノール等 28 物質）			事故時における 措置を規定	－
水銀			濃度規制(施設ごと)	8～400μg/N ㎥

「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年政令第 329 号、令和 3 年 9 月 29 日最終改正）
「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、令和 7 年 2 月 17 日最終改正）
「北九州市　ばい煙発生施設」（福岡県、令和 7 年 10 月）

2）騒音に係る規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）では、特定施設を有する特定工場等、特定建設作業及び自動車騒音について規制基準が定められている（表 3-43～表 3-45）。特定工場等については、北九州市では「騒音規制法」に加え「北九州市公害防止条例」でも指定施設を定めて規制しており、事業実施想定区域は第 4 種区域、その近傍は第 3 種又は第 4 種区域に指定されている（図 3-51）。また、事業実施想定区域は特定建設作業の規制基準について第 2 号区域に指定されており（表 3-44）、自動車騒音の要請限度については工業専用地域であるため規制の対象から除外されている（表 3-45）。

表 3-43　騒音規制法に基づく特定工場等の規制基準

ア．規制基準

区域の区分	時　間　の　区　分		
	昼　　間 （午前 8 時～午後 7 時）	朝　・　夕 （午前 6 時～8 時、 午後 7 時～11 時）	夜　　間 （午後 11 時～ 翌午前 6 時）
第 1 種区域	50dB 以下	45dB 以下	45dB 以下
第 2 種区域	60dB 以下	50dB 以下	50dB 以下
第 3 種区域	65dB 以下	65dB 以下	55dB 以下
第 4 種区域	70dB 以下	70dB 以下	65dB 以下

備考）昭和 43 年 11 月 27 日、厚生省・農林省・通産省・運輸省告示第 1 号により定められた範囲内で、知事が定める。
（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号、最終改正：平成 27 年環境省告示第 67 号）

イ．区域の区分（騒音指定地域について）

第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
第 2 種区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種区域	工業地域、工業専用地域、臨港地区

備考）北九州市における除外区域…島しょ及び小倉南区空港北町（北九州空港）

表 3-44　騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準

区分	特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ	作業ができない時間		1日の作業時間		作業期間		日曜、その他の休日における作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
特定建設作業	85dBを超える大きさのものでないこと。	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時	10時間	14時間	連続6日		禁止
備考	変動がない場合はその値。周期的、間欠的で最大値が一定の場合は最大値の平均値で、変動する場合は最大値の90%レンジの上端値。大幅に変動する場合は90%レンジの上端値で評価する。	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。		その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。		災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。		災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法及び道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く。

備考）区域の区分は、次のように知事が定めている。

第1号区域…指定区域のうち、第1種区域～第3種区域及び第4種区域のうち第2号区域を除く区域

第2号区域…第4種区域のうち、学校、病院等からおおむね80m以内の区域を除いた区域

（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号、最終改正：平成27年環境省告示第66号）

表 3-45　自動車騒音の要請限度

	区域の区分	時間の区分	
		昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～翌午前6時）
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

備考）a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

a区域…専ら住居の用に供される区域

b区域…主として住居の用に供される区域

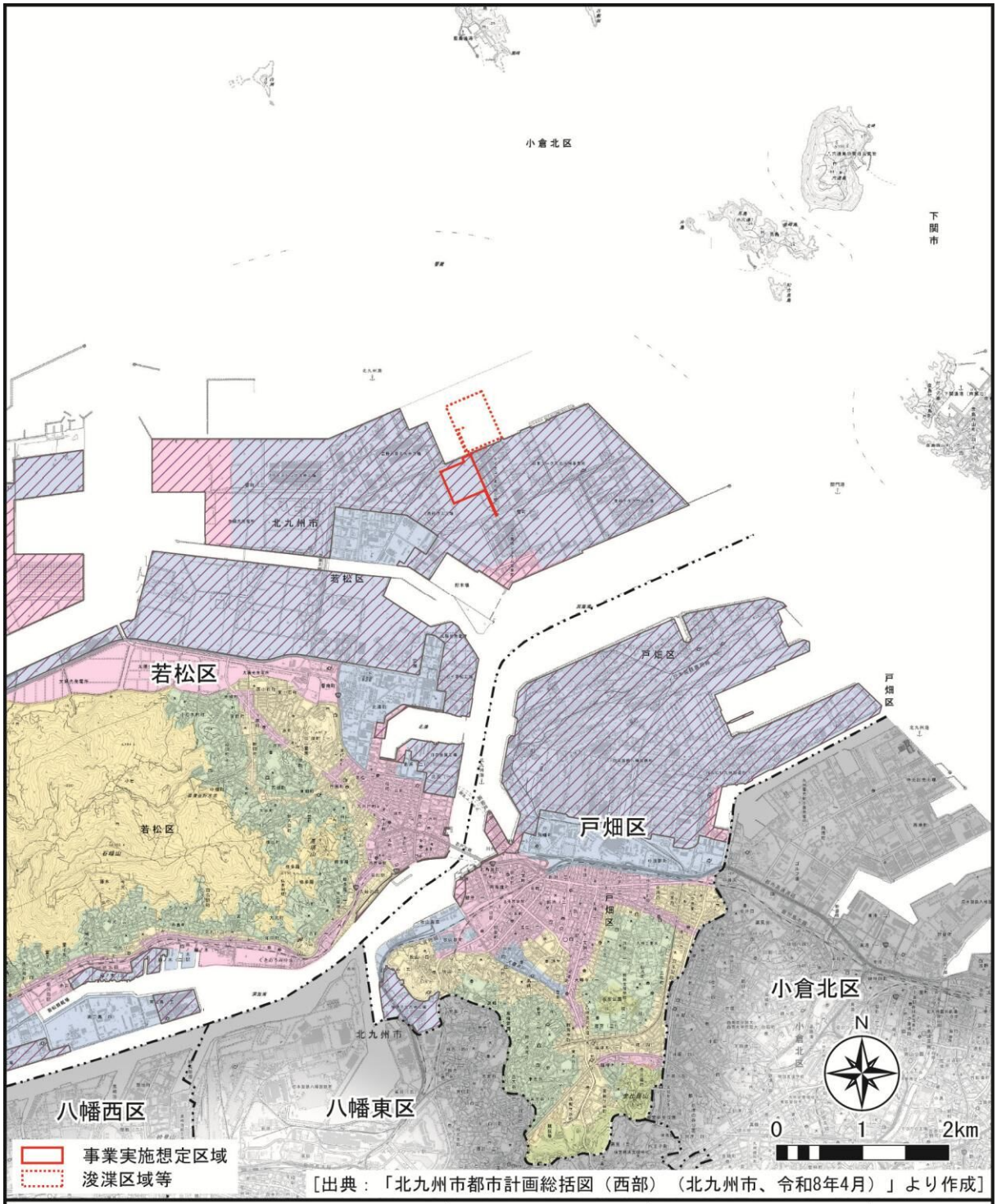
c区域…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

北九州市が定めるそれぞれの区域は以下の地域である。

a区域…第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b区域…第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

c区域…近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域



都市計画法に基づく用途地域	特定工場等において発生する騒音に係る規制基準		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	自動車騒音の要請限度
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域		第1種区域	第1号区域	a 区域
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域		第2種区域		b 区域
近隣商業地域、商業地域、準工業地域		第3種区域		c 区域※2
工業地域、工業専用地域		第4種区域	第2号区域※1	
臨港地区				

※1：学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の周囲80m以内は、第1号区域であるため除く。
※2：工業専用地域と臨港地区は含まない。

図 3-51　騒音規制法に基づく規制区域

3）振動に係る規制基準

調査対象地域では「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、特定施設を有する特定工場等、特定建設作業、道路交通振動について規制基準が定められている（表 3-46～表 3-48）。事業実施想定区域は、工業専用地域であるため規制区域に指定されていない（図 3-52）。

表 3-46　振動規制法に基づく特定工場等の規制基準

時間の区分 / 区域の区分	昼　間 （午前 8 時～午後 7 時）	夜　間 （午後 7 時～翌日午前 8 時）
第 1 種区域	60dB 以下	55dB 以下
第 2 種区域	65dB 以下	60dB 以下

備考）昭和 51 年 11 月 10 日、環境庁告示第 90 号により定められた範囲内で、知事が定める。

表 3-47　振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

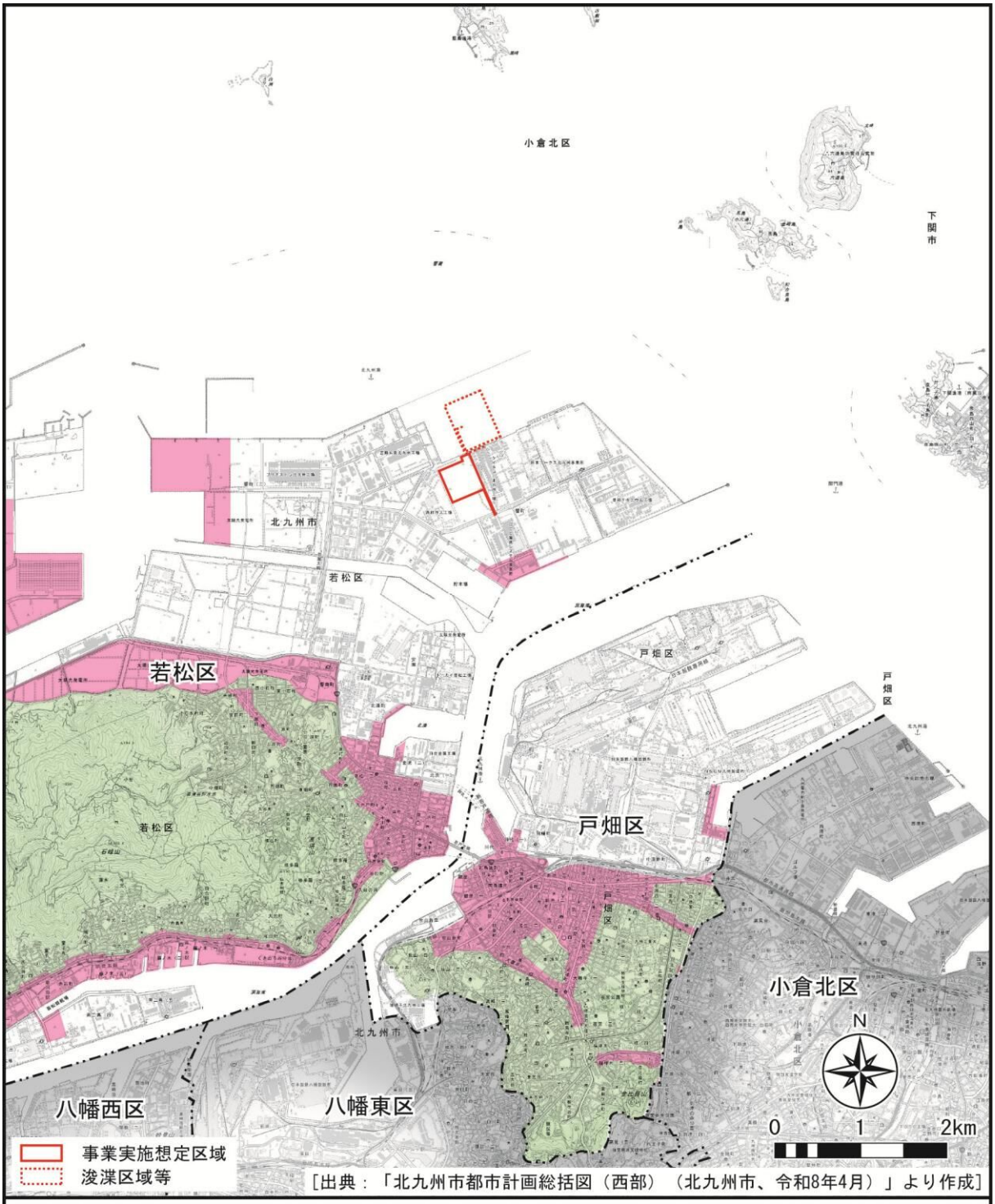
区分	特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ	作業ができない時間		1 日の作業時間		同一場所における作業期間		日曜、その他の休日における作業
		第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域	
特定建設作業	75dB を越える大きさのものでないこと	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時	10 時間	14 時間	連続 6 日		禁　止
備考	定常振動の場合は平均的な指示値。周期的、間欠振動の場合は最大値の平均値。変動がある場合は、振動レベルの 80%レンジの上端値で評価する。	災害等で緊急を要する場合、危険防止のため行う場合、鉄道の運行のため夜間に行う必要がある場合及び道路法、道路交通法に基づき夜間に行うべき場合を除く。		災害等で緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。				災害等で緊急を要する場合、危険防止のため行う場合、鉄道の運行のため及び変電所の工事で休日に行う必要がある場合、並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うべき場合を除く。

備考）区域の区分は、次のように知事が定めている。（振動規制法施行規則・別表第１）
第 1 号区域…振動規制法に基づく指定地域のうち、第 2 号区域を除く区域
第 2 号区域…工業地域のうち、学校、病院等の敷地の周囲おおむね 80m 以内の区域を除く区域

表 3-48　道路交通振動の要請限度

時間の区分 / 区域の区分	昼　間 （午前 8 時～午後 7 時）	夜　間 （午後 7 時～翌日午前 8 時）
第 1 種区域	65 dB	60 dB
第 2 種区域	70 dB	65 dB

備考）区域の区分及び時間の区分は知事が定めており、振動規制法に基づく特定工場等の規制基準の区分と同じである。
（振動規制法施行規則・別表第 2）



都市計画法に基づく用途地域	特定工場等において発生する振動に係る規制基準	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準	道路交通振動の要請限度
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 市街化調整区域	第1種区域	第1号区域	第1種区域
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	第2種区域		第2種区域
工業地域		第2号区域※	

※：学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の周囲80m以内は、第1号区域であるため除く。

図 3-52　振動規制法に基づく規制区域

4）悪臭に係る規制基準

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）では、規制地域内の工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について、特定悪臭物質の濃度又は臭気指数による規制の仕組みが定められている。規制地域の指定及び規制基準の設定は、都道府県知事（市の区域内の地域については市長）が行うこととされている。

北九州市は、昭和 48 年に市内全域を悪臭規制地域に指定し、工場その他の事業場から排出される特定悪臭物質（22 項目）の濃度について規制基準を設定している。規制基準は、敷地境界、排出水中、気体排出口においてそれぞれ定められている（表 3-49）。

表 3-49　悪臭防止法に基づく規制基準

特定悪臭物質	規制基準			
	敷地境界	排出水中		気体排出口
	規制基準 (ppm)	排出水量	規制基準 (mg/L)	規制の有無
メチルメルカプタン	0.002	0.001 ㎥/秒以下	0.03	－
		0.001 ㎥/秒を超え 0.1 ㎥/秒以下	0.007	
		0.1 ㎥/秒を超える	0.002	
硫化水素	0.02	0.001 ㎥/秒以下	0.1	有
		0.001 ㎥/秒を超え 0.1 ㎥/秒以下	0.02	
		0.1 ㎥/秒を超える	0.005	
硫化メチル	0.01	0.001 ㎥/秒以下	0.3	－
		0.001 ㎥/秒を超え 0.1 ㎥/秒以下	0.07	
		0.1 ㎥/秒を超える	0.01	
二硫化メチル	0.009	0.001 ㎥/秒以下	0.6	－
		0.001 ㎥/秒を超え 0.1 ㎥/秒以下	0.1	
		0.1 ㎥/秒を超える	0.03	
トリメチルアミン	0.005	－	－	有
アンモニア	1.0	－	－	有
ノルマル酪酸	0.001	－	－	－
イソ吉草酸	0.001	－	－	－
ノルマル吉草酸	0.0009	－	－	－
プロピオン酸	0.03	－	－	－
アセトアルデヒド	0.05	－	－	－
プロピオンアルデヒド	0.05	－	－	有
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	－	－	有
イソブチルアルデヒド	0.02	－	－	有
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	－	－	有
イソバレルアルデヒド	0.003	－	－	有
イソブタノール	0.9	－	－	有
酢酸エチル	3.0	－	－	有
メチルイソブチルケトン	1.0	－	－	有
トルエン	10.0	－	－	有
キシレン	1.0	－	－	有
スチレン	0.4	－	－	－

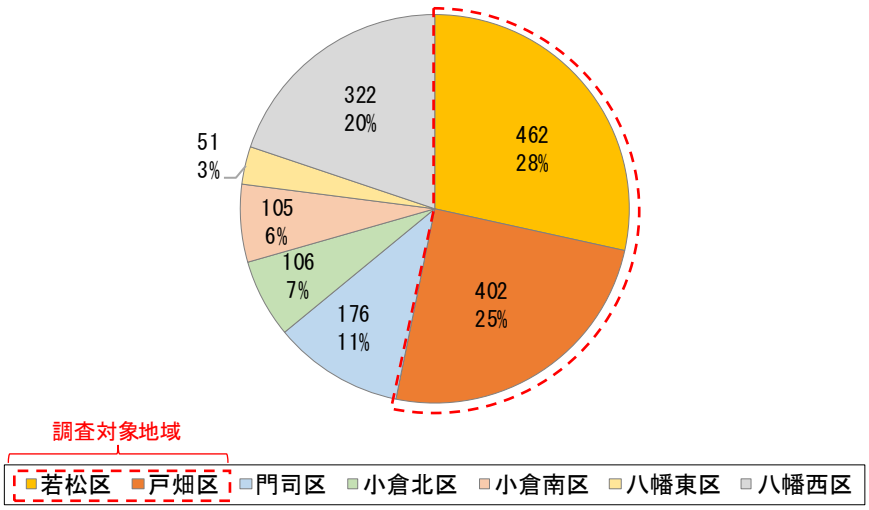
［出典：「大気規制の手引」（北九州市環境局、令和８年１月）より作成］

5）水質汚濁に係る規制基準

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき、特定施設を有する特定事業場からの排出水について規制基準が定められている（表 3-50、表 3-51）。北九州市における水質汚濁防止法該当の特定施設数を図 3-53 に示す。特定施設は、北九州市全体の約 50%が調査対象地域である若松区と戸畑区に存在する。

また、規制強化の措置としては、全国一律の排水基準による環境基準の達成が困難な水域において、より厳しい上乗せ規制を設定できるものとされている。北九州市では洞海湾、響灘、関門海峡及び周防灘を含めて瀬戸内海並びに遠賀川及び筑前海水域について上乗せ排水基準が設定されている（表 3-52、表 3-53）。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年、法律第 110 号）では、瀬戸内海における化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及び燐含有量について日平均排水量 50 ㎥以上の指定地域内の特定事業場を対象に総量規制基準が設定されている。本プロジェクトに係る発電所は、水素を燃料に使用する火力発電所であり、水質汚濁防止法に基づく特定事業場に該当しないことから「水質汚濁防止法」に基づく一律排出基準（生活環境項目の上乗せ規制も含む）及び総量規制基準は適用されない。



備考）グラフ中の値は、上段が令和 7 年 3 月 31 日現在の施設数、下段が北九州市全体に対する割合を示す。
［出典：「令和 7 年度版　北九州市の環境」（北九州市環境局）より作成］

図 3-53　水質汚濁防止法該当の特定施設数

表 3-50　水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

ａ．有害物質

項　　目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03　mg/L
シアン化合物	1　　mg/L
有機燐化合物	1　　mg/L
鉛及びその化合物	0.1　mg/L
六価クロム化合物	0.2　mg/L
砒素及びその化合物	0.1　mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1　mg/L
テトラクロロエチレン	0.1　mg/L
ジクロロメタン	0.2　mg/L
四塩化炭素	0.02　mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04　mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1　　mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4　mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3　　mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06　mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02　mg/L
チウラム	0.06　mg/L
シマジン	0.03　mg/L
チオベンカルブ	0.2　mg/L
ベンゼン	0.1　mg/L
セレン及びその化合物	0.1　mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外　10　　mg/L 海域　　230　　mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外　8　　mg/L 海域　　15　　mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物※	100　　mg/L
1,4-ジオキサン	0.5　mg/L

※：アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

備考）1. 有機燐化合物は、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。
2. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 7 年環境省令第 17 号）

ｂ．生活環境項目

項　　目	許 容 限 度
水素イオン濃度（pH）	5.8 ～ 8.6（海域：5.0～9.0）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
浮遊物質量（SS）	200 mg/L（日間平均 150 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL
窒素含有量	120 mg/L（日間平均 60 mg/L）
燐含有量	16 mg/L（日間平均 8 mg/L）

備考）1．この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 ㎥以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

2．水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

3．水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

4．生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

5．窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

6．燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 7 年環境省令第 17 号）

表 3-51　水質汚濁防止に係る規制

主な規制対象	内　容
水質汚濁規制	排水基準 ○一律基準 全国一律に適用される基準で、有害物質と生活環境項目の基準がある（生活環境項目は、日平均排出量 50 ㎥以上の特定事業場に適用） ○上乗せ基準 北九州市では、関門海峡及び周防灘を含めた瀬戸内海、洞海湾、響灘並びに遠賀川水域及び筑前海水域について、上乗せ基準が設定されている。 ○総量規制 瀬戸内海における化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及び燐含有量について県より日平均排水量 50 ㎥以上の指定地域内の特定事業場を対象に総量規制基準が設定されている。 ○富栄養化対策 瀬戸内海における窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物について、県では「削減指導方針」を定め、日平均排水量 50 ㎥以上の指定地域内の特定事業場を対象に行政指導によりその負荷量の削減を計画的に実施していくこととしている。
ダイオキシン類規制	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（水質基準適用事業場）から公共用水域に排出される水について、全国一律の排水基準（10pg-TEQ/L）を定めている。

表 3-52　福岡県における上乗せ排水基準の適用範囲

区域の名称	範　囲
瀬戸内海水域	山国川及び山国川河口左岸から北九州市若松区妙見崎灯台に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域
大牟田水域	隈川及び隈川河口左岸から福岡県と熊本県の境界線に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域
博多湾水域	福岡市東区大字勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
遠賀川・筑後川・矢部川水域	遠賀川、筑後川及び筑後川左岸から隈川右岸に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域
筑前海水域	北九州市若松区妙見崎灯台から福岡県と佐賀県の境界線に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域(博多湾水域並びに遠賀川及びこれらに流入する公共用水域を除く。)

表 3-53　瀬戸内海水域に係る上乗せ排水基準
（下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場）

業種（施設）			項目及び物質並びにその許容限度（単位 mg/L）						適用の日
			BOD 又は COD	SS	n-ﾍｷｻﾝ抽出物質		ﾌｪﾉｰﾙ類	シアン化合物	
					動植物油脂類	鉱油類			
化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び金属製品製造業			15(10)	25(20)	2	2	1	0.5	－
し尿処理施設			45(30)	－	－	－	－	－	－
指定地域特定施設	H3.7.31 以前に設置されたもの	合併処理	80(60)	－	－	－	－	－	H4.8.1～
		単独処理	120(90)	－	－	－	－	－	
	H3.8.1 以後に設置されたもの		45(30)	－	－	－	－	－	－
追加指定施設			60(50)	80(70)	－	－	－	－	H2.4.1～
その他の業種（施設）	通常の排水量が 2,000 ㎥/日以上のもの		15(10)	25(20)	2	2	1	0.5	－
	通常の排水量が 2,000 ㎥/日未満のもの		30(20)	30(25)	2	2	1	－	－

備考）1. 瀬戸内海水域に係る上乗せ排水基準は、「1. 洞海湾・響灘及びこれに流入する公共用水域」と「2. 1 を除く瀬戸内海水域」に分けられる。本プロジェクトに係る発電所の排水は規制の対象外であるものの、ここでは 1 の区域の基準を示す。

2. 施設の種類は、「①下水道整備地域に所在する特定事業場」、「②下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場(S45.11.20 までに設置)」、「③下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場(S45.11.21 以後に設置)」の 3 つの事業場に分けて基準が定められており、ここでは③の基準を示す。

3. ( )内の数値は日間平均値による許容限度で 1 日の排出水の平均的な汚水状態について定めたものである。

4. この表に掲げる上乗せ排水基準は、通常の排水量が 50 ㎥/日以上である特定事業場に係る排出水について適用する。

5. BOD に係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限って適用し、COD に係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水（し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く）に限って適用する。

6）土壌汚染に係る規制基準

「土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）」では、①水質汚濁防止法等に規定する有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき、②一定規模以上の土地（3,000 ㎡）の形質を変更し、土壌汚染のおそれがあると認められるとき、③土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあるときは、一定の調査が義務づけられている。また、改正土壌汚染対策法が平成 31 年 4 月 1 日より施行され、小規模な土地の形質変更（900 ㎡以上）をする場合についても、「有害物質使用特定施設が設置されている土地」では届出が、「調査が猶予された土地」では届出及び調査が義務づけられている。本プロジェクトは「②一定規模以上の土地（3,000 ㎡）の形質変更」に該当するため、届出が義務付けられる。

土壌汚染が判明した土地は指定区域（要措置区域、形質変更時要届出区域）となり、汚染の除去等の措置が行われるまでその台帳が公示・閲覧される。指定区域の指定に係る基準は、26 物質が定められている（表 3-54）。

令和 8 年 9 月 30 日現在、北九州市内に「要措置区域」に指定される区域はなく、「形質変更時要届出区域」の指定区域は 98 箇所存在する。事業実施想定区域には、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されている土地はない。

7）地盤沈下に係る規制

調査対象地域には、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）に基づく地下水の採取の規制を受ける指定地域はない。

表 3-54　土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準

分類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	－
	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	－
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	－
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	－
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	－
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	－
	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	－
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	－
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	－
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	－
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	－
	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	－
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	45 mg/kg 以下
	六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	250 mg/kg 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 mg/kg 以下 （遊離シアンとして）
	水銀及びその化合物 （うちアルキル水銀）	水銀が 0.0005 mg/L 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 mg/kg 以下
	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
	砒素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下
	ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 mg/L 以下	－
	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	－
	チウラム	0.006 mg/L 以下	－
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	－
	有機燐化合物	検出されないこと	－

「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年環境省令第 17 号）

3.2.8.2　自然環境関係法令に基づく指定状況

（1）自然環境保全地域等

調査対象地域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく原生自然環境保全地域や自然環境保全地域、「福岡県環境保全に関する条例」（昭和 47 年福岡県条例第 28 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

（2）自然公園

自然公園は、区域の持つ資質や景観の特殊性、立地条件などに応じて国立公園、国定公園、県立自然公園の 3 種類に分けられる。調査対象地域では、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく自然公園は存在しない。

（3）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区及び休猟区の指定状況

福岡県では、野生鳥獣の保護繁殖と狩猟の適正化を図ることを目的として、5 年毎に鳥獣保護管理事業計画を策定している。調査対象地域では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区、特定猟具（銃器）使用禁止区域として図 3-54 に示す範囲が指定されている。

事業実施想定区域は、特定猟具（銃器）使用禁止区域[1)]に指定されている。

（4）風致地区及び特別緑地保全地区

自然要素に富んだ良好な景観をしており、都市環境の保全を図るために風致の維持を図ることが望ましい地区は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき風致地区として指定されている。また、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区は、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区である。調査対象地域では、図 3-55 に示す範囲が風致地区と特別緑地保全地区に指定されている。

事業実施想定区域には、風致地区及び特別緑地保全地区の指定はない。

---

1) 特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する必要があると認める区域。事業実施想定区域は銃器の使用を禁止されている。

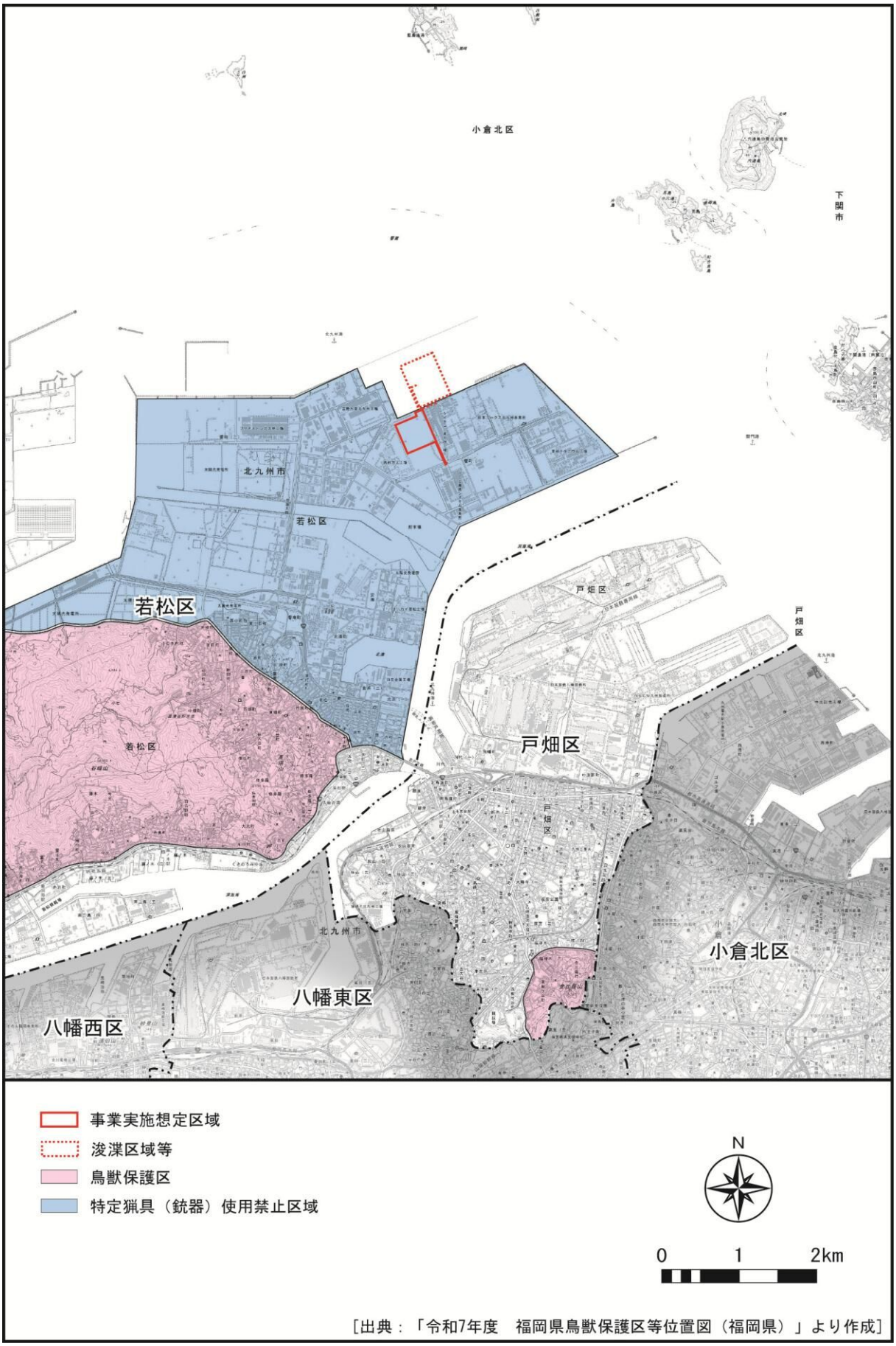
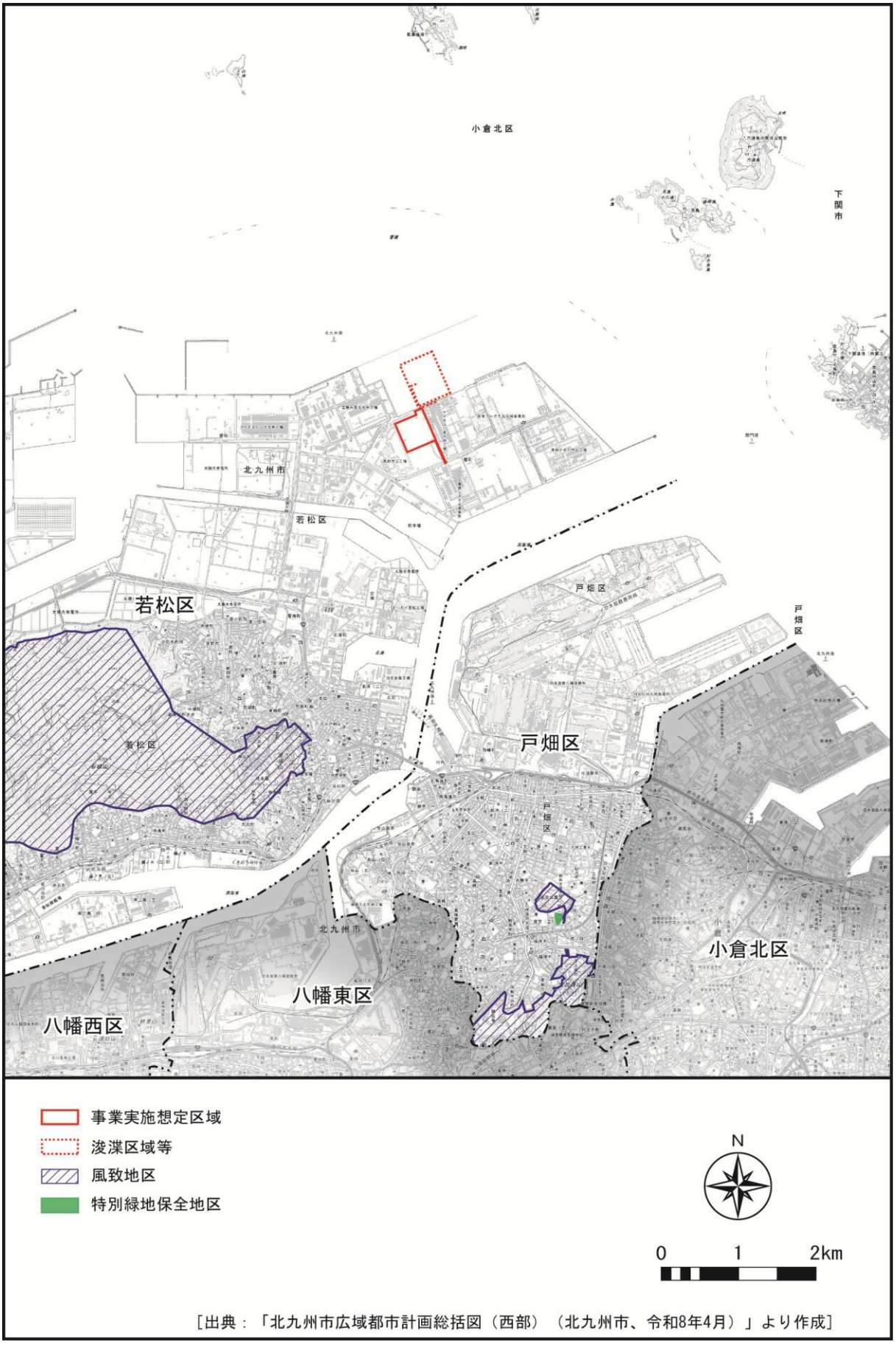


図 3-54　鳥獣保護区及び休猟区の指定状況



［出典：「北九州市広域都市計画総括図（西部）（北九州市、令和8年4月）」より作成］

図 3-55　風致地区及び特別緑地保全地区の指定状況

3.2.8.3　文化財保護法に基づく指定状況

調査対象地域には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「北九州市文化財保護条例」（昭和 45 年北九州市条例第 32 号）に基づく指定文化財のうち、史跡、名勝、天然記念物に該当するものが 3 箇所あり（表 3-55）、その分布状況を図 3-56 に示す。事業実施想定区域の近傍に指定文化財は存在しない。

表 3-55　指定文化財の概要

種　別		名　称	指定年月日
国指定	天然記念物	夜宮の大珪化木	昭和 32 年 2 月 22 日
市指定	史跡	小田山古墳群	昭和 46 年 4 月 21 日
市指定	史跡	火野葦平旧居「河伯洞」	平成 9 年 3 月 27 日

［出典：「指定文化財」（北九州市ホームページ、令和 8 年 7 月確認）より作成］



図 3-56　指定文化財の分布状況

3.2.8.4　その他の環境関係法令

(1) 森林法

調査対象地域には「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林が図 3-57 に示すとおり分布している。事業実施想定区域には、保安林の指定はない。

(2) 砂防法

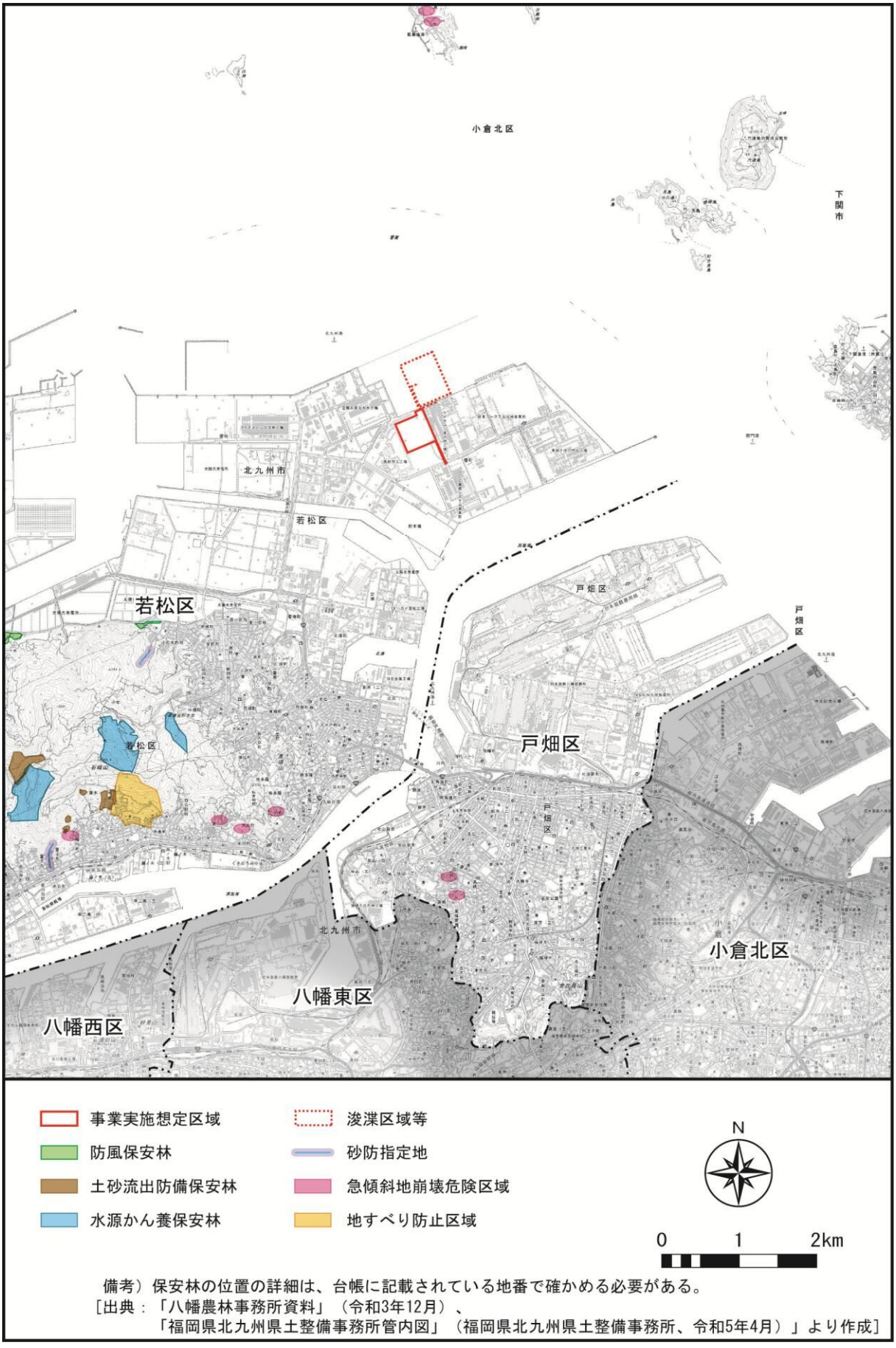
調査対象地域には「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地が図 3-57 に示すとおり分布している。事業実施想定区域には、砂防指定地の指定はない。

(3) 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律

調査対象地域には「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域が図 3-57 に示すとおり分布している。事業実施想定区域には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

(4) 地すべり等防止法

調査対象地域には「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域が図 3-57 に示すとおり分布している。事業実施想定区域には、地すべり防止区域の指定はない。



備考）保安林の位置の詳細は、台帳に記載されている地番で確かめる必要がある。
［出典：「八幡農林事務所資料」（令和3年12月）、
「福岡県北九州県土整備事務所管内図」（福岡県北九州県土整備事務所、令和5年4月）」より作成］

図 3-57　保安林及び砂防指定地等の状況

3.2.8.5　本事業に関連する主な環境関係条例及び計画等

（1）北九州市環境基本条例及び北九州市環境基本計画

北九州市では、平成 12 年 12 月に「北九州市環境基本条例」を制定している。これは、多様化する環境問題に取り組みながら、持続的発展が可能な都市づくりを進め、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的としたものであり、同時に市・事業者・市民の役割を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、各種の施策を総合的・計画的に推進していくこと等を規定している。

「北九州市環境基本計画」は、本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定した計画である。また、世界の環境首都づくりの実現に向けて、市民・NPO、事業者、行政などの主体が協働して取り組むために策定された「環境首都グランド・デザイン」を具体化する行政計画である。令和 6 年 10 月の改定では、4 つの政策目標が掲げられている（表 3-56）。

本条例では、事業者の役割として、その事業活動に伴う環境への負荷をできる限り低減すること等が規定されている。

表 3-56　北九州市環境基本計画（改定）における 4 つの政策目標

政策目標Ⅰ　脱炭素（カーボンニュートラル）社会の実現	政策目標Ⅱ　循環経済（サーキュラーエコノミー）システムの構築
①　エネルギーの脱炭素化 ②　イノベーションの推進 ③　脱炭素型ライフスタイルの推進 ④　ゼロカーボンドライブや持続可能な公共交通ネットワーク等の推進	①　家庭ごみの減量・リサイクルの推進 ②　事業系ごみの減量・リサイクルの推進 ③　循環経済システムを支える基盤を生かした「地消・地循環」の推進 ④　サーキュラーエコノミーの社会実装の推進
政策目標Ⅲ　生物多様性の増進と環境保全の推進	**政策目標Ⅳ　環境国際ビジネス拠点化の推進**
①　自然の適切な保全と回復 ②　自然を活用した多様な課題の解決 ③　自然を大切にする価値観の形成 ④　都市環境の保全 ⑤　化学物質や有害物質の適正管理、適正処理	①　企業への支援機能の強化 ②　環境国際協力の基盤強化 ③　国内外の関係機関等との連携 ④　戦略的な広報の推進 ⑤　アジアカーボンニュートラルセンターの機能・体質強化

［出典：「北九州市環境基本計画」（北九州市、令和 6 年 10 月改定）より作成］

（2）北九州市公害防止条例

北九州市では、公害防止に関する市民の要望に応え、法を補完し、きめ細かな公害行政を推進するために、昭和 45 年 4 月に「北九州市公害防止条例」を制定している。

本条例では、法を補完する公害防止の取組として、ばい煙等を発生する施設を設置している者又は当該施設を設置しようとする者との間に公害の防止に関し協定を締結し、当該協定に従い特別の措置を講ずるよう努めなければならないと規定されている。本事業については、今後の事業計画の具体化を踏まえ、北九州市との協議により公害防止協定の締結の要否を確認する。

(3) 北九州市環境影響評価条例

北九州市の環境影響評価制度としては、昭和 62 年に「北九州市環境管理計画運用指針」が策定され、その後平成 10 年 3 月には「北九州市環境影響評価条例」を制定し、平成 11 年 6 月に施行している。条例には、市民参加や環境影響評価審査会の設置、審査会や市民等の意見をふまえた市長意見の提出、事後調査の義務づけ等が規定されており、事業者、市民、行政が一体となって最大限の環境保全対策を図ることを目指す制度となっている。平成 23 年 4 月に法が一部改正され、事業計画の立案段階から環境保全について検討を行い、事業に反映するための手続や、住民等との情報交流を促進するための制度が拡充されたことから、その内容をふまえて平成 25 年 3 月及び 6 月に条例の一部を改正している。

本条例では、出力 7.5 万 kW 以上の発電所（火力発電所）の設置の工事の事業、排ガスが 4 万 N ㎥/h 以上又は排水が 5 千㎥/日以上の工場又は事業場の建設事業を対象事業としている（表 3-57）。本プロジェクトは、“発電所（火力発電所）の設置の工事の事業”及び“工場又は事業場の建設事業（排ガス 4 万 N ㎥/h 以上）”に該当する。

表 3-57　北九州市環境影響評価条例に基づく対象事業の規模要件（抜粋）

対象事業種別	規模要件
発電所（火力発電所）の 設置の工事の事業	出力 7.5 万 kW 以上
工場又は事業場の建設事業	大気（排ガス）4 万 N ㎥/h 以上 水質（排　水）5 千㎥/日以上

(4) 北九州市都市景観条例及び北九州市景観計画

北九州市では、昭和 59 年に「北九州市都市景観条例」を制定し、昭和 60 年に施行している。その後、平成 16 年の景観法制定を受けて、平成 20 年に景観形成の指針となる「北九州市景観づくりマスタープラン」及び景観法に基づく「北九州市景観計画」を策定し、良好な都市景観の形成に向けた取組を行っている。また、平成 31 年 4 月に改定した「北九州市景観づくりマスタープラン」に沿って、令和 2 年 4 月 1 日に「北九州市景観計画」を変更している。

「北九州市景観計画」では北九州市全域（地先公有水面を含む）を「景観計画区域」とし、さらにこの区域内で「臨海部産業景観形成誘導地域」、「景観重点整備地区」、「北九州空港周辺景観形成誘導地域」、「関門景観形成地域」を設け、それぞれの区域・地域に良好な景観形成のための行為の制限等を定めている。

事業実施想定区域は図 3-58 に示すとおり「臨海部産業景観形成誘導地域(響灘地区)」に指定されており、一定規模以上の建築物・工作物の建築行為について、建築物等の形態意匠に関する行為の制限に準拠して景観形成を行う必要がある（表 3-58）。

表 3-58　臨海部産業景観形成誘導地域の良好な景観形成のための行為の制限

ア．届出対象行為

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ○高さが10mを超えるもの。 ○延べ面積が1,000㎡を超えるもの。
工作物の新築、増築、改築、移転、 大規模の修繕・模様替、 外観の過半にわたる色彩の変更	○高さが 10m を超えるもの。
その他、景観の形成に重大な影響を与えるおそれがあると市長が認めるもの。	

イ．建築物等の形態意匠に関する行為の制限（響灘地区）

項　目	屋　根	外壁、タンク、煙突等	アクセントカラー
色　相	5G～5PB N（無彩色）	5G～5PB N（無彩色）	5G～5PB N（無彩色）
明　度	全域	5 以上	全域
彩　度	4 以下	3 以下	全域
色見本			

備考）1．やむを得ず上表以外の色相を用いる場合は、屋根については彩度 1 以下、外壁、タンク、煙突等については、明度 5 以上かつ彩度 1 以下とする。
2．色彩に関する基準の値は、「マンセル表色系※」を用いる。
3．色見本は印刷のため、実際の色とは異なる。

※ マンセル表色系では、ひとつの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」という 3 つの尺度の組み合わせによって表現する。色相は 10 種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す 0 から 10 までの数字を組み合わせ、10R や 5Y などのように表記する。

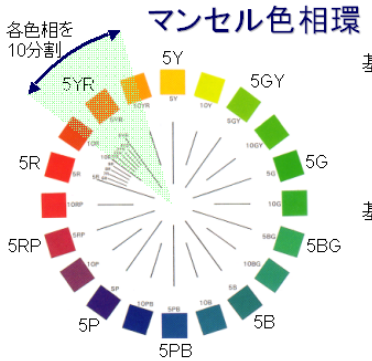






図 3-58　景観計画区域の指定状況

(5) 北九州市地球温暖化対策実行計画・北九州市地域エネルギー拠点化推進事業

北九州市は、平成 20 年に環境モデル都市に選定されており、温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、これまで高い目標を掲げて先駆的な取組を進めてきている。そのなか、最新の国内外の動向や科学的知見を踏まえ、新たな目標や具体的な取組などの今後の方向性を定めるため、令和 3 年 8 月に「北九州市地球温暖化対策実行計画」の改定を行っている。

本計画における北九州市が目指す 2050 年の脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）とは、環境と経済の好循環による脱炭素化を軸に都市や企業の価値・競争力を高め、快適で災害にも強く、誰もが暮らしやすい社会を形成することである。社会をアップデートすることで生活の質を向上させるために 4 つの取組を進め、これらを同時に実現する「北九州モデル」を構築し、国内外へ展開することで国際貢献することを目指すこととしている（表 3-59）。特に、エネルギーとイノベーションの 2 つの分野に特化した「北九州市グリーン成長戦略」をこの計画の部門別計画として策定している。

また、本計画と並行して北九州市では、地球温暖化対策の観点から「北九州市地域エネルギー拠点化推進事業」に取り組んでおり、低炭素で安定・安価なエネルギーを供給するために、火力発電所、洋上風力発電所の立地を響灘地区で進めている。響灘地区には大規模石炭輸入基地、大規模 LNG 基地、広大な遊休地があり、発電施設立地の優位性を活かし、高効率火力発電の推進を進めている（図 3-59）。

表 3-59　北九州市地球温暖化対策実行計画の概要

項　目	概　要	
背景と目的	「パリ協定」と IPCC「1.5℃特別報告書」及び国による「2050 年カーボンニュートラル宣言」を受け「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」を改定。 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に規定される地方公共団体実行計画として、また、気候変動適応法第 12 条に規定される地域気候変動適応計画として策定。	
温室効果ガス削減目標（CO_2 排出量）	1. 市域全体（2013 年度比） ・2030 年度（中　　期）▲ 47% ・2050 年度（長　　期）「実質ゼロ」 【「バックキャスト」のアプローチにより、2050 年の目指すべき目標と、今後 10 年間で具体的な削減対策と効果を積み上げ、2030 年度の削減目標を設定】	2. アジア地域（2013 年度の本市排出量比） ・2030 年度（中　　期）▲ 75% ・2050 年度（長　　期）▲150% 【環境国際協力や技術移転、技術の応用、製品の使用等による削減及びゼロカーボンシティのノウハウを輸出】
目標達成に向けた取組の方向	・北九州市が目指す 2050 年の脱炭素社会（ゼロカーボンシティ） ① エネルギーの脱炭素化（省エネ、電化の推進による化石燃料からの脱却） ② イノベーションの推進（産学官の連携による脱炭素化に必要な研究開発の加速） ③ ライフスタイルの変革（AI・デジタル化による快適で質の高いライフスタイルに転換） ④ 気候変動に適応する強靭なまち（低炭素社会づくりを通じた豊かな生活の創造） ①～④を同時実現する「北九州市モデル（環境と経済の好循環）」を構築し、国内外へ展開することで、⑤国際貢献をする（脱炭素社会の実現に地球規模で貢献） ・エネルギーとイノベーションに特化した「北九州市グリーン成長戦略」を策定し、洋上風力発電の推進を中心に、蓄電池と水素を組み合わせた脱炭素エネルギーを確保する。	

［出典：「北九州市地球温暖化対策実行計画」（北九州市環境局、令和 3 年 8 月）より作成］





［出典：「北九州次世代エネルギーパーク パンフレット」（北九州市環境局、令和７年３月）］

図 3-59　北九州次世代エネルギーパークの概要

(6) 北九州市生物多様性戦略 2025-2030

北九州市は、平成 17 年に「北九州市自然環境保全基本計画」を策定し、その後、「生物多様性基本法」（平成 20 年）に基づき、「北九州市生物多様性戦略」（平成 22 年 11 月）、「第 2 次北九州市生物多様性戦略」（平成 28 年 3 月）を策定した。

生物多様性をめぐっては、2010 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において「愛知目標」が採択され、その後 2022 年の COP15 では「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、ネイチャーポジティブや 30by30 目標が掲げられた。また、国内では、2023 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されるなど、生物多様性を取り巻く状況は大きく変化している。

北九州市では、第 2 次戦略の期間が令和 6 年度で終了したことから、これらの国内外の動向を踏まえ、「北九州市生物多様性戦略 2025-2030」を策定している。同戦略では、アーバンネイチャーの魅力発信とネイチャーポジティブにより、基本理念である「都市と自然との共生」の実現に向けて 3 つの目標を掲げ（表 3-60）、これらを効果的に循環させることによって、「一歩先の価値観」を体現するグローバル挑戦都市・北九州市の実現を目指している。

表 3-60　北九州市生物多様性戦略 2025-2030 における 3 つの目標

基本目標	概　要
1：生物多様性を大切にする価値観の形成	市民一人ひとりが、日々の暮らしが豊かな生物多様性の恩恵によって成り立っていることを認識し、生物多様性を地域の重要な資源として大切にする価値観を醸成することが、ネイチャーポジティブの実現に向けた基盤となる。
2：生物多様性の適切な保全と回復	市民、団体、企業、教育研究機関、行政等の多様な主体が連携し、それぞれの役割に応じて生物多様性の保全と回復に取り組むことが求められる。
3：自然を活用した多様な課題の解決	豊かな生物多様性は、生活に多様な恩恵をもたらすとともに、地域が抱える経済的・社会的課題の解決にも寄与する。自然環境を地域の魅力や価値の向上につなげることにより、ネイチャーポジティブの重要性を再認識する契機となる。

［出典：「北九州市生物多様性戦略 2025-2030」（北九州市環境局、令和 7 年 5 月）より作成］

(7) 北九州市循環型社会形成推進基本計画

北九州市は、平成 13 年に「北九州市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向けた様々な取組を進めてきた。その結果、平成 19 年度に、市民 1 人一日当たりの家庭ごみ量、一般廃棄物のリサイクル率は、目標を達成し、その後も目標を上回っている。持続可能な社会の実現に向けては、従来の「循環型」の取組に「低炭素」、「自然共生」の取組を加えた先駆的な次期計画として、「北九州市循環型社会形成推進基本計画」を平成 23 年に策定している。

その後、国では「第三次循環型社会形成推進基本計画」の策定や、各種リサイクル法の見直しなどが行われており、これらに示された新たな考え方に基づく対応が求められている。また、大規模災害への備えや「水銀に関する水俣条約」の発効に向けた体制の整備も進められており、これらに対応する安全・安心な廃棄物処理体制の構築も大きな課題である。

一方、北九州市では、低炭素社会づくりを進めるための「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」、自然共生社会づくりを進めるための「北九州市生物多様性戦略」の策定を進めており、これらの計画との連携を図る必要がある。経済社会状況の動向や廃棄物量の変化等に的確に対応した計画の運用を図るため、「北九州市循環型社会形成推進基本計画」の中間的な見直しを行い、平成 28 年 8 月に改定した。

本計画では、「市民・事業者・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が主体的・協調的に 3R・適正処理に取り組むことを通じ、“持続可能な都市のモデル”を目指す」ことを基本理念としており、令和 2 年度で一旦計画期間の満了を迎えた。

令和 3 年度以降については、「第 2 期北九州市循環型社会形成推進基本計画（計画期間：令和 3 年度-令和 12 年度）」を新たに策定し、これまでの取組の方向性は継承しつつ、SDGs の実現や脱炭素社会への貢献といった新たな視点を加え、持続可能な社会の実現に向けて取組を推進することとしている。

（ 余 白 ）